

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、当該認定を行った都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>（１）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （２）特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制）</p> <p>【要望の内容】 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置（地方拠点強化税制）の適用期限を延長（２年間）するとともに、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス減税の税額控除率等の引き上げ ・ オフィス減税の対象施設に中古物件の購入・改修を追加 <p>【関係条文】 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十七条の二</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	推計中 百万円 （ ▲600 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。

(2) 施策の必要性

地方における雇用創出等を促進するためには、関係施策を総動員し、総合的に取り組んでいく必要がある。その中でも本税制は、企業に対してインセンティブを高めることで、地方移転や地方拠点の強化の経営判断を促し、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークやリモートワークなどが定着してきた企業においては、企業の機能の全てを東京 23 区や首都圏に置く必要性は減少するとともに、多様な働き方導入による従業員のワークライフバランス向上や、近年頻発する自然災害等への BCP 対策へのメリット等が浸透しつつある。

こうした背景から、民間調査機関によれば、令和 6 年度の首都圏からの転出企業数は 4 年連続で年間 300 社を超え 363 社となった一方、地方から首都圏への本社移転は前年に比べて減少傾向が見られ、結果として首都圏企業は 4 年連続で転出超過を記録しており、地方移転の動きが一段と強まっている。

政府としても地方創生 2.0 基本構想において、「過度な東京一極集中は、深刻な交通渋滞や住環境の悪化、災害等のリスクもあり、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散が重要である」として、企業の地方への移転・拡充の必要性を重視しているところ。

一方、東京圏は転入者数が転出者数を上回る「転入超過」傾向が長らく続いており、転入超過数の大半を 10 代後半及び 20 代の若者が占めていることから、就職等が一つのきっかけとなっていると推察される。また、男女別では女性の転入超過数が男性を上回って推移しており、女性・若者にとって魅力ある雇用を地方で増やし、若者や女性にも選ばれる地方をつくることは、地域への人の流れをつくる観点から急務となっている。

令和 6 年度の税制改正により、若者・女性にとって魅力ある雇用創出を促すため、対象となる事務所に商業事業部門の一部及びサービス事業部門の一部を追加するなど拡充を行い、令和 7 年 6 月末時点で商業事業部門の一部（10 件）、サービス事業部門（4 件）の認定を行ったところ。

企業の地方移転・拡充への意識の高まりを衰えさせることなく、企業の本社機能の移転・拡充を進め、地方に魅力ある雇用環境の創出し、地方への人の流れを作るためには、税制の適用を 2 年間延長するとともに、企業へのインセンティブを高めることが必要である。

整備計画の認定事業者に対して行ったアンケートでは、本税制に対する改善要望として高かったのが「税額控除率・減価償却率の増加」、「中古物件の購入・改修費用の対象化」となっている。企業の移転検討の阻害要因として「財政的余裕がないこと」が上位であることから、税額控除率等の引上げ及び中古物件の対象化により、企業の地方移転・拡充へのインセンティブを高め、移転・拡充に向けた経営層の意思決定を促すことが期待される。

	<p>(以下参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生 2.0 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)」 <p>「地方は過疎化が進むとともに、過度な東京圏への一極集中により、地方から東京圏に人口が流出し、地域コミュニティや地域経済の持続可能性に悪影響を与えている。また、東京圏においても、住宅価格や賃料の高騰、長時間通勤など、過密の進行に伴う弊害や、大規模災害リスクの可能性が指摘されている。国全体の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図る。」</p> <p>「地方での雇用や、地方への新たな人や資金の流れを創出するため、域外からの本社機能の移転・拡充を促す地方拠点強化税制について、制度の活用促進などによる環境整備や、制度を補完する地方公共団体等の好事例の普遍化と併せ、活用実績等の分析を踏まえた制度の見直しを検討する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針 2025 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)」 <p>「人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、産官学金労言士の連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊による人材確保の取組を促進する。関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第 2 のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。」</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策 6 地方創生 施策 6 地方創生に関する施策の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>企業の本社機能を有する事務所等の東京 23 区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年間）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（2015～2027 年度累計）：4 万人</p>
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>目標達成年限（2027 年度）まで 2 年を残して既に目標の 8 割以上を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>他方で、足元の経済情勢の先行きの見通しが不透明な状況下において、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。</p>		

		<p style="text-align: center;">＜整備計画の認定状況等（令和7年6月末時点）＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 5%;">平成 27年 度</th> <th style="width: 5%;">平成 28年 度</th> <th style="width: 5%;">平成 29年 度</th> <th style="width: 5%;">平成 30年 度</th> <th style="width: 5%;">令和 元年 度</th> <th style="width: 5%;">令和2 年度</th> <th style="width: 5%;">令和3 年度</th> <th style="width: 5%;">令和4 年度</th> <th style="width: 5%;">令和5 年度</th> <th style="width: 5%;">令和6 年度</th> <th style="width: 5%;">令和7 年度</th> <th style="width: 5%;">累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備 計画数</td> <td>77件</td> <td>79件</td> <td>71件</td> <td>101件</td> <td>76件</td> <td>70件</td> <td>68件</td> <td>83件</td> <td>73件</td> <td>65件</td> <td>16件</td> <td>779件</td> </tr> <tr> <td>認定整備 計画にお ける雇用 創出数</td> <td>4,421 人</td> <td>3,214 人</td> <td>2,793 人</td> <td>3,499 人</td> <td>1,344 人</td> <td>3,122 人</td> <td>5,815 人</td> <td>2,180 人</td> <td>4,424 人</td> <td>1,562 人</td> <td>678 人</td> <td>33,052 人</td> </tr> </tbody> </table>												平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	累計	認定整備 計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	68件	83件	73件	65件	16件	779件	認定整備 計画にお ける雇用 創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,499 人	1,344 人	3,122 人	5,815 人	2,180 人	4,424 人	1,562 人	678 人	33,052 人
	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	累計																																							
認定整備 計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	68件	83件	73件	65件	16件	779件																																							
認定整備 計画にお ける雇用 創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,499 人	1,344 人	3,122 人	5,815 人	2,180 人	4,424 人	1,562 人	678 人	33,052 人																																							
		※令和7年度は4～6月の3か月分																																																	
有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—																																																	
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	<p>企業が地方移転を検討する際の阻害要因として、「財務的余裕がない」「社員の移住や移転の規模が大きい」を挙げる企業が多く（※出典：経済産業省関東経済産業局（令和3年4月実施））、企業の地方移転はこうした様々な要素を総合的に勘案した経営判断により決定されると考えられる。その重要な判断材料のひとつとして、本税制によりインセンティブを高めることで、企業の地方移転等に向けた企業の経営判断を後押しすることにつながる。</p> <p>したがって、本制度の延長を前提に、足下の状況にあわせた制度見直しを図ることで、企業の地方移転等に対するインセンティブが向上し、実際の企業行動（地方移転等）を促進することで、地方における雇用創出を実現する。</p>																																																	
相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	<p>地域再生法に基づき、都道府県知事から整備計画の認定を受けた法人等に対して、当該整備計画に従って新設等した特定業務施設において実施する事業に係る事業税、特定業務施設に係る不動産取得税等について、地方公共団体が不均一課税等を実施している。</p>																																																	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—																																																	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—																																																	
	要望の措置 の妥当性	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p>																																																	

			<p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方移転等を国が後押しすることは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当であり、採択時期や予算額によって対象が制限される補助金に比べると、より公平な措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○オフィス減税 【令和3年度】 適用事業者数：26件 損金算入額：358,604千円 税額控除額：1,294,477千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：34件 損金算入額：346,412千円 税額控除額：933,437千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：35件 損金算入額：1,421,226千円 税額控除額：649,024千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>○雇用促進税制 【令和3年度】 適用事業者数：4件 税額控除額：3,036千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：8件 税額控除額：11,293千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：6件 税額控除額：9,979千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>※出典（令和5年度まで）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、（令和6年度以降）推計中</p>	<p>○オフィス減税 【令和3年度】 適用事業者数：26件 損金算入額：358,604千円 税額控除額：1,294,477千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：34件 損金算入額：346,412千円 税額控除額：933,437千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：35件 損金算入額：1,421,226千円 税額控除額：649,024千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 損金算入額：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>○雇用促進税制 【令和3年度】 適用事業者数：4件 税額控除額：3,036千円</p> <p>【令和4年度】 適用事業者数：8件 税額控除額：11,293千円</p> <p>【令和5年度】 適用事業者数：6件 税額控除額：9,979千円</p> <p>【令和6年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>【令和7年度】 適用事業者数：推計中 税額控除額：推計中</p> <p>※出典（令和5年度まで）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、（令和6年度以降）推計中</p>
		<p>租特透明化法に基づく</p>	<p>○オフィス減税（国税のみ） 【令和5年度】</p>

	適用実態 調査結果	<p>① 租特の条項：42の11の3（旧68の15） ② 適用件数：35件 ③ 損金算入額（適用件数）：1,421,226千円（10件） ④ 税額控除額（適用件数）：649,024千円（25件）</p> <p>○雇用促進税制（国税のみ） 【令和5年度】 ① 租特の条項：42の12（旧68の15の2） ② 適用件数：6件 ③ 税額控除額：9,979千円</p>
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。その中でも本税制は、地方移転や地方拠点の強化を検討する企業に対して、インセンティブを高めるという形でその経営判断を促すことによって、企業の地方移転や拠点強化を実現し、それによって地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成27年10月から令和7年6月末までに、779件が都道府県に認定されている。また当該計画に基づいて、33,052人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。雇用創出数は年度平均（令和6年度まで）で3,232人と、地方における雇用創出に着実な進展が見られる。</p> <p>このことから、本税制が政策目的の達成のために有効に機能していることが見て取れる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>■地方拠点強化税制等による本社機能の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計 4万人（2015年度～2027年度累計） ■東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計 40万人（2015年度～2024年度累計）</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>地方拠点強化税制等による本社機能の移転・拡充に伴う従業員増加数は、目標年である2027年度に向けて順調に推移しており、現時点で年限まで約3年を残して目標の約8割を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>なお、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計は、令和6年6月時点の推計値ではあるが、448,282人となっており、目標を達成していると考えられる。他方で、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。</p>
これまでの要望経緯		<p>○平成27年度税制改正要望 まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日成立、平成27年8月10日施行。</p> <p>○平成28年度税制改正要望 同一事業年度において、雇用促進税制と所得拡大促進税制を併用できるよう要望。</p>

	<p>○平成 29 年度税制改正要望 オフィス減税の税額控除率を平成 28 年度までと同水準（移転型事業：7%、拡充型事業：4%）に維持することに加え、UIJ ターンの促進等に資する雇用促進税制の拡充を要望。</p> <p>○平成 30 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、移転型事業における対象地域への近畿・中部圏中心部の追加、計画認定時の雇用者数要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和 2 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、雇用促進税制の税額控除額の拡充、適用要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和 4 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、情報サービス事業部門の追加、適用要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和 6 年度税制改正要望 適用期間の延長（2 年間）とともに、対象施設への子育て施設を追加や対象部門の追加、適用要件の緩和等を要望。</p>
--	--